

議第35号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例
京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「都市公園法」の右に「(以下「法」という。)」を加える。

第2条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条第1項又は第3項の規定による許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るものに限る。）に関する業務

第2条に次の1項を加える。

3 指定管理者が前項第3号に掲げる業務を行う場合における法第6条、第7条第1項、第8条、第10条第2項、第27条及び第28条の規定の適用については、指定管理者は、公園管理者とみなす。

第4条第1項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2項中「都市公園法」を「法」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項又は」を「法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るものに限る。）又はこの条例第4条第1項若しくは」に改める。

第9条中「同条例第13条中」を「都市公園条例第4条中「前条第1項」とあるのは「京都市宝が池公園子どもの楽園条例第4条第1項」と、都市公園

条例第13条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、「に」、「この条例」を「この条例」に改める。

別表1を次のように改める。

1 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し及び業として行う撮影

区分	単位	利用料金
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき 1日	円 160
業として行う撮影	写真撮影	4,600
	映画撮影	9,400

備考1 利用料金の額が平方メートルを単位として定められている場合において、利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして利用料金を算出する。

2 利用料金の額が日を単位として定められている場合において、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日とみなして利用料金を算出する。

別表2 利用料金（1回につき）の欄中「1回」を「1日1回」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宝が池公園子どもの楽園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による宝が池公園子どもの楽園（宝が池公園のうち、児童の心身の健全な発達と豊かな生活の形成を図るため、児童の遊戯の用に供するための区域として市長が指定した区域をいう。以下同じ。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を收受させるために必要な準備行為は、

この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に宝が池公園子どもの楽園に係る京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第4条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 施行日前に宝が池公園子どもの楽園に係る京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第4条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。

提案理由

競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために宝が池公園子どもの楽園に仮設工作物を設けようとする場合等における許可を指定管理者に行わせることとする等の必要があるので提案する。